成年後見制度利用促進専門家会議 第2回中間検証 WG(意思決定支援)本会提出資料骨子

日本社会福祉士会における意思決定支援の取り組みについて

■補助・保佐の事案における権限行使のあり方に関する調査の実施

本会は、2013 年度に、意思決定支援に関わるプロジェクトを立ち上げ、社会福祉士が受任している補助、保佐の事案における権限行使のあり方についての調査を行った。調査では実際に、権限行使(特に取消権)を行った事案は割合として多くはなく、権限行使ではない形で支援関係者とネットワークを構築し、本人とともにその課題に対応した姿が示された。

■認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と 活用手法に関する実証的研究

この調査結果を踏まえ、2014 年度に厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事業として、「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」を行った。

この調査研究は、成年後見制度を利用している補助類型・保佐類型の方を対象とし、補助人・保佐人だけではなく、本人及び支援関係者へのヒアリングも一部実施している。補助人・保佐人が安易に権限を行使するのではなく、本人や支援関係者と協議を重ね、丁寧に対応している実践がまとめられた。本人や支援関係者からのヒアリングにおいては、補助人・保佐人とチームを構成し、それぞれが役割を担い、対応することの重要さが指摘された。本人の気持ちの引き出しや、発言した言葉通りにとらえるのではなく、何度も場面や対応する人を変える試み、関係者からの働きかけによって、本人が主体的に決定することを支援した、というプロセスを経たことで、制度の活用が自分自身の生活の特定の場面にとって必要だったと言語化される対象者が存在した。このような対応は成年後見制度の利用者だけではなく、意思決定支援が必要であるすべての人々を対象としたものであること、社会福祉士だけではなく、本人に関わるすべての支援関係者に求められるものであることとまとめられた。

そして、この研究においては、意思決定支援には「個別ニーズや地域課題の発見と支援へのつなぎの段階」、「本人意思の引き出しの段階」、「表明された意思の実現の段階」の3つの段階があるとし、それぞれの段階で個人への支援として対応が求められるものと、地域のなかで体制整備として求められるものがあると整理された。(図表 1 参照)

支援

へのつなぎ

〈図序-1〉「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の

政策的課題と活用手法に関する実証的研究」における意思決定支援の枠組み 求められる地域の支援システム 支援の目的と内容、支援者の役割 ◎住民自身が、判断能力低下後の自身の生き方、安心して暮らせる地域のあり方について学び、関心をもら、行動する。 ◎支援関係者は、申立てが予定される前から、後見制度利用を意識した関わり、ネットワークを地域として活かす。 ←認知症等判断能力の有無や状況に関わらず「本 ●住民一人ひとりが自身の問題として認識し相談 人意思を尊重する」ことの重要性について、専 別 門職や支援関係者はもとより、住民一人ひとり ●相談を受けた様々な人、機関が制度活用を自ら が理解を深められるような実践的な啓発・教育 の意思で行えるよう、つなぐべき機関を知って (含専門職団体の連携共有) ズ ゃ -地域のなかで、ゆるやかな見守りや気軽に相談 ●成年後見制度担当機関は、制度説明に留まらず、 地域 できる仕組みづくり 本人が自らの意思で申立てができる支援体制を ←市民の理解協力者拡大、市民後見人の育成と周 整える。必要に応じてインフォーマルな適切な 課題 **支援ネットワークも活用する** ←補助類型・保佐類型の段階で制度利用が可能と 0 ●特に、消費者被害や虐待対応など、緊急かつ専 発見と なるような支援関係者への横断的な教育(制度 門的な対応を要するものについては、速やかに、 の理解、本人申立ての支援の仕組みづくり(ス 適切な部署につなぐ キルアップを含め) ●これらの潜在的なニーズが、集団として起こり ←情報源情報の共有などを含め、地域のネット うるような一定の地域(集合住宅、エリア等) ワークづくりでは、地域ケア合議、担当者会議 については、地域全体として予防策を講じてお 等を活用。(適切なアセスメント) ◎日常生活上の嗜好、選好から法的な手続き、契約まで、全ての意思に関して、支援にかかわる全ての人が、チームと して役割分担しながら、本人意思を引き出す。そのための環境を整備する。 ←支援者、成年後見人等(市民後見人を含む)の、 ●支援者側の支援のしやすさではなく、どのよう 生活の各層面における本人意思の引き出しの重 にすれば本人のスタイルを継続できるかを一緒 要性に対する理解促進と具体的アプローチ手法 に考えていく支援により、本人が自己決定を支 本人意思 の浸透 えられたという体験をすることが重要 -意思の引き出し段階から、支援チームとして役 ●虐待やその他の事情でパワーレスな状態にある 割分担をしながら、段階に応じて各人濃淡をつ 人の場合は、本人が「自分の意思を出してよい」 けながら関われるようにチーム編成ができる体 ō と思えるように、エンパウメントしていく必要 引 制づくり ●本人の自己決定よりも保護が優先される場合の き出 -被虐待者などパワーレスになっている人に対し チームによる緊急かつ適切な判断の必要 ては、適切な専門職の関与 ●制度利用や医療対応、転居等の場合、本人が意 ー成年後見制度利用促進に向けた、自治体各種支 思決定するまでの問、本人に寄り添いながら、 本人の自己決定を支援する役割を担うチームが 援制度の充実 ←各地域において、市民後見人を含む成年後見人 必要となる 等、関係する支援者が、適切な制度や資源を利 ●専門職 (特にソーシャルワーク) の役割として、 用できるような情報源情報の共有 支援者への関与を通じて、本人の意思決定を間 IJ 接的に支援することも有効 ◎本人意思の実現に向けて、社会資源の開発を含め、チームとして適切な役割分担をしながら支援計画を練る。 ◎特に法律行為を行う・行わないの判断根拠を本人を含むチームとして明確にし、共有する (成年後見人等の活動環境整備、支援) ←本人意思実現のための適切な代理権行使のあり 方等に関する、市民後見人を含む後見人等への 表明された意思の実現 実現に向けて法律 研鑚機会の確保 実現に向けて契約等の -成年後見人等の活動支援に向けた、自治体権利 法律行為が必要なもの 行為を伴わないもの 擁護センター、家庭裁判所等のバックアップ体 ⇒成年後見人等の固 ⇒成年後見人等を含 制の強化 む支援者チームで 有役割 (情報共有機会の確保、相談・連携体制強化、研 役割分担 ⇒示された本人の意 鰼機会の確保) 思を代理権等を適 ⇒示された本人の意 (成年後見人等を含む支援者支援) 思を日々の日常牛 切に行使すること ←本人の安全・安心はもとより、本人の QOL を 活のなかで実現 で実現する 高めるための支援の重要性(趣味や社会参加の

意思決定支援のプロセス(全ての段階に共通して)

☆わかりやすい情報を受けられる環境の整備 ☆アセスメントにおけるニーズ判定への利用者参加 ☆苦情を申し立てる権利の尊重と環境整備

(手続き代理を含む)

☆意思の表出が困難な場合のコミュニケーションの支援 ☆サービス決定過程における利用者の同意と選択の尊重 ☆苦情に対する説明と具体的な対応

等) に対する理解促進

機会、有効なお金の使い方、ネットワーク形成

■意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究 -意思決定支援の実践にむけた「意思決定支援のためのツール」開発-

2014年度の調査研究事業を経て、2015年度の厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事業「権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究」において、「意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究」として、二つのツールを開発した。ひとつは本人と関係者の関係性を見える化し、意思決定支援における役割分析をするための「ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」であり、もうひとつは、本人を中心に検討されたプロセスを記録するための「意思決定支援プロセス見える化シート」である。(※詳細は本会ホームページに記載あり)

本研究では、意思決定支援に配慮した成年後見制度の活用を地域で進めるために、専門職後見人・市民後見人の活動上の手引きとして有効なものは何かを検討し、意思決定支援にはどのような人が関わったのか、どのようなプロセスを経たのか、成年後見人等が権限行使に至る根拠が何かを可視化でき、専門職でも市民でも活用できるツールを開発することを目的とした。

これまでの調査研究事業は、本人の意思決定支援という視点から、成年後見制度を利用している対象者に対して、後見人等にたとえ権限が付与されていたとしても、いきなり権限行使をするのではなく、自己決定のための意思決定支援のプロセスを踏んできちんと行う必要性を示したものといえる。(図表 2 参照)

このプロセスを踏む、ということは、成年後見制度を利用している人々だけではなく、また、成年後見制度の利用対象と考えられる、判断能力が不十分な人々に対してだけでもなく、生活をしていくときに、家族も含めた他者からの何らかの支援や関わりが必要となる私たち誰にとっても必要なプロセスであり、支援関係者という位置づけにいる者にとっても改めて気づきを促すことにつながるものと考えられる。

必要最小限の特定の法律行為については 代理権等の権限行使をしなければ 法 権利擁護ができないと判断 8 5 8 人 シュテージ 倮 他者決定型 自己決定権侵害のおそ 第1ステージ 配 盧 意思決定支援を基本にした 義務 自己決定支援型 判断能力不十分

(図2-4) 成年後見人等と意思決定支援 支援の第1ステージから第2ステージへの移行概念図

(平成27年度『意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究』に基づき西原作図)

図表 2 出典:公益社団法人 日本社会福祉士会編「意思決定支援実践ハンドブック 『意思決定支援 のためのツール』活用と『本人情報シート』作成」 (2019 年、民事法研究会) P31